

唐の北方問題と国際秩序（要旨）

石見清裕

〔 目次 〕

導 言

第一部 唐の建国と北方問題

第一章 唐の建国と匈奴の費也頭

はじめに

- 一 太原起兵と三王子の河西封建
- 二 『新唐書』竇氏世系表批判
- 三 太穆皇后と匈奴の費也頭
- 四 李淵入閬とオルドスの匈奴費也頭

第二章 玄武門の変前夜の突厥問題

はじめに

- 一 玄武門の変についての先学の諸説
- 二 史料批判によって現れた突厥問題
- 三 武徳九年六月クーデターの意味

むすび

第三章 突厥の楊正道擁立と第一帝国の解体

はじめに

一 突厥の楊正道擁立

二 定襄亡命政府の開置と突厥の意図

三 義城公主の強行路線と突利、郁射設の離反
むすび

第四章 唐の突厥遺民に対する措置

はじめに

- 一 定襄・雲中両都督府の設置年代と六州問題
- 二 突厥降戸と開元戸部格残卷
- 三 降戸と蕃戸

むすび

第五章 唐の内附異民族対象規定

はじめに

- 一 内地羈縻州と賦役負担
- 二 唐令異民族対象規定の解釈
 - 1 「寛鄉附貫、復一〇年」の対象者
 - 2 「招慰、復三年」の対象者
 - 3 丁税銀錢と輸羊規定
- むすび

第二部 新出土史料より見た唐代テュルク人の存在形態

第一章 開元十一年「阿史那施墓誌」

はじめに

- 一 誌文訳注
- 二 阿史那氏の系譜と墓主の位置
- 三 誌文所引『大唐実錄』について

むすび

第二章 天宝三載「九姓突厥契苾李中郎墓誌」

はじめに

- 一 誌文訳注
- 二 「九姓突厥」と契苾部
- 三 墓主をめぐつて—むすびに—

第三章 開元十二年「阿史那毗伽特勤墓誌」

はじめに

- 一 誌文訳注
- 二 墓主と羈縻政策
- 三 撰者について—むすびに—

はじめに

第三部 唐の朝貢規定と国際秩序

第一章 辺境州県における朝貢使節の待遇

はじめに

一 辺境待遇規定拾遺

二 日本遣唐使の帰朝報告から見た辺境での待遇
三 円仁の伝えた揚州での遣唐使待遇

むすび－参考史料－

第一章 鴻臚寺と迎賓館

はじめに

- 一 鴻臚客館の地理的位置
- 二 賀礼に見える鴻臚客館
- 三 鴻臚寺典客署と客館管理
- 四 蕃客接待の諸規定
- 五 礼賀院

むすび

第二章 蕃望について

はじめに

- 一 唐代蕃望の基礎史料
- 二 新志鴻臚寺の記事と蕃客の席次
- 三 蕃望の機能とその端緒
- 四 新志礼部主客郎中の記事と食料問題

第三章 外国使の皇帝謁見儀式復元

はじめに

- 一 「蕃主奉見」儀式注釈
- 二 蕃使の謁見をめぐって
- 三 宮懸の位置
- 四 国書と貢物－むすびに－

第五章 外国使の宴会儀礼について

はじめに

- 一 宴会儀式注釈
 - 1 「皇帝宴蕃國主」儀式
 - 2 「皇帝宴蕃國使」儀式
- 二 解釈上の問題点
 - 1 両宴会儀式の式次第の差異－贊・幣献上の問題－
 - 2 音楽
 - 3 廊下について
 - 4 酒食と賜物

むすび

まとめ

「西女」

導言では、まず、今日隋唐史研究に求められている視座と、そうした視座から発生してくる諸問題を検討した。

唐は、秦漢以来の漢民族が、五胡等の周辺諸民族を取り入れることによって新しい漢民族に生まれかわり、さらに西方文化を取り入れて新しい国際文化を作り上げた時代である。したがって、唐代史を研究する基本的視座は、唐王朝の国際帝国的性格、その文化のもつ国際性に求められなければならない。すると、唐王朝の建国をめぐつて、従来行われてきた、隋末の反乱→群雄の割拠・抗争→唐による統一、という視点とは別に、ここに新たに発生してくる課題は、第一に、もと北魏六鎮の一つ武川鎮出身の武将・太原留守で、中国内地に有力な支持基盤を持たなかつた李氏が、隋末の反乱時に中国にとって一大脅威となつてゐた突厥（北アジアの雄国第一次アルタイ・テュルク帝国）をどのようにして退け、唐王朝を実現したのか。第二に、突厥を滅ぼした唐は、その勢いで内陸アジアまで勢力を広げた。その唐の拓疆によつて唐の版図に含まれ、唐人となつた異民族、とりわけテュルク人は、唐王朝によつてどのように遇され、その存在形態はどうであつたのか。第三に、かくして作られた大唐世界帝国に対して、その国際文化を摂取するために周辺諸外国が盛んに使節を派遣してきた。それならば、唐はそうした外国使節をどのように遭遇したのか、の三点である。

そこで私は、それらの課題に答えるため、(1) ① 五胡十六国時代に猛威をふるつた五胡民族は、はたして唐の建国にかかわつていなかつたのかどうか。かかわつていたとすればそれはどのような民族か。② 唐の建国は玄武門の変を境に実質的に実現した。まさにその時に、先述の突厥は唐の都に迫るほどの勢いを見せていたのであるが、それならば玄武門の変は突厥問題と関係がなかつたのかどうか。あるとすればそれはどのようなものか。

④ それより前、突厥は煬帝の孫楊正道を擁立して亡命政権を立てていたが、唐はこれをどのようにして処理したのか。⑤ 突厥を滅ぼした唐は、その突厥人をどのようにして受け入れ、どのように処置したのか、を検討した。⑥ 現在、陝西省博物館には、いくつかの唐代外国人の墓誌が所蔵されている。これらの資料は、從来取り上げられることがなかった未公開資料であるが、幸いにして私は、それらのうち五点を入手することができた。そこで、その内、⑦ 「阿史那施墓誌」、⑧ 「九姓突厥契苾李中郎墓誌」、⑨ 「阿史那毗伽特勤墓誌」、の三点を解説し、それによって唐国内に生活する彼らの存在形態を明らかにしようとした。⑩ 唐朝は、唐に送られてきた朝貢使節が到着すると、彼らをどのように迎え入れたのか、その具体的なあり方を、⑪ 使節に対する邊境州県での待遇、⑫ 京師到着後の迎賓機構、⑬ 京師滞在中の待遇、⑭ 唐皇帝への謁見の場の状況、⑮ 宴会儀礼の行われ方、を取り上げ、『大唐開元禮』の礼制史料を中心に、他の法制史料も使用して検討し、それによつて唐が企図していた国際秩序を浮上させることに努めた。

その結果を要約すると、以下のようである。

第一部、第一章「唐の建国と匈奴の費也頭」では、高祖李淵の妻、太穆皇后竇氏一族の系譜を手掛かりに、唐の建国に匈奴系の一種族が重要な役割を演じていたことを述べた。この竇氏一族は、『新唐書』宰相世系表では漢代の名門竇氏の末裔とされているが、その系図には、繋がりに不自然な点があるなど、作為の跡が認められる。そこで、系図の作為性を掘りかえして本当の血統をさぐってみると、実は彼ら一族はもともとは北族の出身で、匈奴系費也頭種の紇豆陵氏であることがわかる。この費也頭の紇豆陵氏が北魏の姓族分定によって竇氏と姓を改めて唐が企図していた国際秩序を浮上させることに努めた。

め、それがのちに系譜が捏造され、名門の漢代竇氏と結び付けられたのである。

匈奴の費也頭種は、北魏時代には北河地方で遊牧生活をおくっていたが、やがて同地の高い遊牧経済性を背景に勢力をのばし、孝文帝期にはその一部の者が北魏に対し反乱を起こすほどにまで成長した。六鎮の乱によって北魏の支配力が弱体化すると、費也頭は広くオルドス一帯に分布し、その一派は河西地方へも進出した。当時の彼らの勢力の独立性と、その領地の戦略上の重要性は、高歡と宇文泰が費也頭をめぐって争ったほどである。なお、このとき宇文泰側の兵を率いてオルドスの靈州に向かったのが李淵の祖父李虎であり、その際李虎は費也頭を味方にして靈州鎮圧に成功した。そして李虎の孫の世代で、李氏と紇豆陵氏の両家は婚姻関係を結んだのである。

紇豆陵氏は北周の王族宇文氏とも婚姻関係にあり、太穆皇后は紇豆陵毅と宇文泰の五女との間に生まれた女性である。そうした関係から紇豆陵氏は、宇文氏より帝位を簒奪した隋室には反感を抱いており、隋代には不遇な境遇にあった。隋末の混乱期に、太原から長安を占領しようと狙った李淵は、自己と婚姻関係にある費也頭紇豆陵氏と提携し、華北の戦略上の要衝をおさえ、長安入城をはたし、唐建国を実現させたのである。まさに匈奴系紇豆陵氏の力なくしては、唐建国はなし得なかつたといえよう。竇氏は唐代には貴顕を極めたが、それは単に王室の外戚という理由だけではなく、建国の功臣だったからである。このように見てみると、五胡北族、とりわけ匈奴が、唐の建国に極めて大きな役割を果たしていたといえる。こうして匈奴は、唐代の中国人の一部に入り込んでいくのである。

第二章「玄武門の変前夜の突厥問題」を取り上げた玄武門の変とは、高祖の治世末年の武徳九年（六二六）六月四日早朝、長安宮城北門の玄武門で、高祖の次男秦王世民が、兄の皇太子建成と弟の齊王元吉を待ち伏せして殺害した事件である。実権を掌握した世民は、二ヶ月後に即位した。これが唐の太宗であり、この変は、唐初の政治史上最も重要な事件といつてよい。

玄武門の変をめぐっては、これまでに、① 政権獲得後の世民一派によつていかに歴史が捏造されたかを主張するもの、② 「閥龐集団」内の権力争いとするもの、③ 変の背景を「世族地主」と「庶族地主」の対立とするもの、④ 高祖が皇位継承についてどのような真意をもつっていたかをさぐらうとするもの、等々の視点から研究がなされてきた。

そこで、玄武門の変の基本史料である両唐書の建成伝・元吉伝をもう一度見てみると、『新唐書』建成伝・元吉伝にあって『旧唐書』のそれらにはない記述を七条見いだすことができる。それらはおおむね建成・元吉二人の人格的劣悪さを述べたものであるが、そのうちの二条は『資治通鑑考異』所引の『実録』を『新唐書』が採用したものであることが証明できる。ところで、『新唐書』にのみ見える七条の記事のうち、一条は、突厥の侵寇によって長安が危機にさらされ、そのため武徳七年に遷都案が出され、それをめぐって世民と建成との間に意見対立が生じたことを伝えている。そこで、この史料を手掛かりに、当時の突厥対策関係の史料を整理してみると、① 『旧唐書』は高祖が遷都案に賛成、世民が反対、建成・元吉は無関係、② 『冊府元龜』は建成・元吉が賛成、世民が反対、高祖は世民を支持、③ 『新唐書』は世民が反対、高祖はそれを支持、建成は世民の皇位篡奪の危険性を警戒、また建成はオルドス西北部喪失という対突厥政策に失敗、④ 『資治通鑑』は『新唐書』の視

点を強調、の三とくである。こうした史料採択の差は、トルコ人政権の後晉に編纂された『旧唐書』と、華夷思想が強まった宋代の歴史家の目による見方との差異であつて、より古い『旧唐書』に記述がないからといって無視することはできない。

ところで、変の起つた武徳九年六月四日という時期を見てみると、まさにそれは唐と突厥との緊張がピークに達した時期であった。とすれば、この変の背景の一つには、突厥対策をめぐる朝廷内の路線対立が存在したことが見て取れるであろう。従来、玄武門の変は国内問題の視点からのみ考察されてきたが、以上のように考えてみると、そこに投影されている緊迫した国際問題をも視野に入れてとらえねばならない。これによって唐は、名実ともに貞觀の治をむかえるのである。

第三章「突厥の楊正道擁立と第一帝国の解体」では、前章を受け、それではなぜ突厥は唐との対立を強めたのかという疑問から発し、その理由の一つとして、当時の突厥は隋室生き残りの亡命政権を抱えていたことを指摘した。武徳三年（六二〇）、突厥は、隋煬帝の蕭皇后と孫の楊正道を迎えた。隋室の楊氏一族は、文帝から煬帝への政権交代時に煬帝の兄の血統が死に絶え、隋末の混乱と煬帝暗殺にからんで多くの者が命をおとし、武徳三年には文帝直系で生き残ったのは楊正道たった一人だったのである。祖母の蕭皇后とともに突厥に亡命したときの正道は、まだ二、三歳の幼児であった。突厥は、この幼児を隋王に擁立し、隋末の混乱を避けて突厥に亡命していた中国人はすべて正道の配下に置き、百官を立て、隋の正朔（暦と元号）を行わせ、一種の亡命政権を樹立したのである。その樹立場所は史書には「定襄」とあり、現在の内蒙ゴフホト郊外のホリングルである。

同地は、遊牧にも農耕にも適する土地で、歴史上、北方遊牧民と農耕中国人との間で常に争奪戦がくりかえされてきた地であり、当時突厥の牙庭が置かれていたのもこの定襄であった。

ところで、突厥が隋の生き残りを迎えて政権を確立するというのは、一見すると非常に奇異にうつるが、実はその背後では、これより前に隋から突厥に嫁いでいた義城公主が糸を引いていた。義城公主は、隋室から突厥啓民可汗に嫁いだ女性で、啓民の死後、始畢・処羅・頽利の三可汗の妻ともなった。これは、父が死ぬと繼母を息子が娶り、兄が死ぬと嫂を弟が娶るという、遊牧民族のレビュイレート婚（嫂婚制）の習慣によるものである。したがって、義城公主は突厥末期の可汗四代にわたって可賀敦を務めたのであり、当然ながら当時の突厥朝廷内で強大な権限をもっていたはずである。事実、処羅が死ぬと、次の可汗繼承者を頽利に決定したのは義城公主であった。このとき、頽利可汗が立ったために廢立されたのは、郁射設という人物であったが、当然この人物と頽利・義城公主の間には亀裂が生じる。唐の離間策の一つは、その縛をついたものであった。

義城公主の意図は隋室復興にあったであろうが、これほどまでに強大な権限をもって強行路線を推し進めると、朝廷内には離間のスキが生じる。突厥は隋の亡命政権を抱えたが、一方では逆にそのために王族内に溝が生まれ、そこを唐に狙われたのであった。貞觀四年（六三〇）に突厥が滅亡すると、唐は蕭皇后と楊正道を礼を立てて迎えたが、義城公主は捕らえたその場で処刑した。彼女だけは抹殺しなければならなかつたのである。

第四章「唐の突厥遺民に対する措置」では、滅亡して國を失つた突厥の遺民を、唐はどうのように自国内に受け入れたのか、という問題に解釈をくだした。突厥遺民問題をめぐっては朝廷内で意見が分かれ、また、その結果

とられた措置を伝える史料にも一見すると混乱の跡が認められるように思えるが、それらは次のように解釈できる。すなわち、① 突厥の滅亡後、唐は突厥の本拠地では軍が戦後処理を行い、内附してきた遺民には便宜的措置として北開・北寧・北撫・北安の四州を置いて寧朔大使の竇靜に監督させた。この竇靜は、第一章で扱った費也頭の紇豆陵氏一族の人間である。② 貞觀七、八年頃に朝廷内で遺民対策論争に決着がつき、①の状況が、塞外の定襄・雲中両都督府下の六州と、塞内の順・祐・化・長四州の体制に整理された。③ しかしその後、塞内の遺民を故地に移したり、遺民の牧草地争いが起こつたため、貞觀二三年（六四九）の定襄・雲中両都督府下の十一州に再整理された、のことである。従来の解釈では、定襄・雲中両都督府の設置は貞觀二三年とされてきたが、前章で見たように、定襄は楊正道の亡命政権が建てられ、また突厥の牙庭が置かれた地であって、同地に對して唐が二〇年間も何ら手をうたなかつたとは考えられない。

さて、次の高宗朝の末期に突厥が復興し、北辺が再び緊張してくると、唐の突厥遺民の統治体制を窺わせる史料がさらに史書に散見されてくる。それによれば、① 唐のとつた体制は、突厥固有の左廂・右廂という東西行政区画を利用したもので、左廂に定襄都督府を、右廂に雲中都督府を置き、高宗朝初期にそれらを監督する單于大都護府が設置された。② この左右廂の統治区画は、單于大都護府が廃止され、都督府がオルドスの夏州に偏治された後も存続している。③ 夏州に偏治された後の都督府は在地の州の管轄下に置かれたことが、スタイル三四四「開元戸部格残簡」によって分かる。④ 『旧唐書』地理志所載の左廂八州・右廂七州の突厥遺民は、玄宗天宝年間の状況を伝える記事であるが、この体制はやはり「開元戸部格残簡」によれば、中宗朝にはできていたと思われる、の諸点が知られるのである。

ところで、こののような形で統治される遺民を唐は「降戸」と称した。そして『新唐書』食貨志には、「降戸は寛郷に附貢され給復一〇年」という扱いをされると記される。これによれば、突厥遺民は附貢十一年後には一般百姓と同等ということになり、これは唐という国家のあり方を見る上で無視できない問題である。そこで、新志のこの記事を分析してみると、これは唐の戸令と賦役令の規定をつなぎあわせた文であり、令の原文に「化外帰朝者」「外蕃之人投化者」とあつたものを、新志が「降戸」と書き改めたにすぎず、これによって内附した北方民を唐は百姓扱いしたと考えることはできない。

第五章「唐の内附異民族対象規定」では、前章を承け、突厥ばかりでなく、内附した異民族出身者を唐が統治する際の法的根拠を求めた。通常、唐の異民族統治というと、想起されるのは「羈縻支配」である。そこで、まず『旧唐書』地理志によつて、玄宗期に羈縻州を管轄している州の分布状況をさぐつてみると、閩内道ではオルドス方面、河北道では幽州方面、陇右道では涼州・西域方面、江南道では黔州、劍南道では雅州・黎州・茂州・瀘州・戎州・松州に分布していることが確認できる（嶺南道は漢民族か異民族かが明記されていないので今は除外した）。さらに、それらの現状・沿革記事から、① 明らかに異民族に対して設置された県でありますながら、羈縻州ではなく正県扱いされている県があること、② 羁縻州の中にも後に正州・正県に昇格する場合があること、③ 羁縻州でありながら戸口が明記されている例は珍しくないこと、などの点が指摘される。これらのこととは、唐に内附した異民族には何らかの負担義務が及んでいることを示唆する。

ついでこれを、『大唐六典』戸部郎中員外郎の条と比較してみると、羈縻州管轄州の分布はほぼ同様であるが、『六典』には「遠夷の朝貢」の規定が見える。この規定の対象は、同書鴻臚寺典客令の条にある「帰化して蕃に在る者」がそれに相当すると思われる。すると、これらのことから、唐は中国以外の地域も版図に入れたとはいっても、こうした外地の羈縻州と唐との関係は朝貢関係であり、それを管轄するのは鴻臚寺典客署であつて、一方、内地羈縻州は戸口、賦役ともに戸部が管轄するのであり、同じ羈縻州でも内地のものと外地のものとに分けて考えねばならないことになる。とすれば、唐の律令規定がかかるのは、主として内地在住の異民族と見て差し支えないであろう。

それでは、現在確認されている唐の律令法規のうち、どの規定がどのようなケースの異民族を対象とするのかといふと、取り上げねばならないのは、①「寛郷に附貢され給復一〇年」の対象者（復元戸令第一九条・賦役令第一六条）、②「招慰され給復三年」の対象者（賦役令第一七条）、③「丁税銀錢と輸羊規定」の対象者（賦役令第六条）、の三種である。そこで、これらを検討した結果、①は、個人的に小人数で内附してきた外国人で、十一年目以降は一般百姓扱いされ、②は、新たに唐領域に組み込まれた地の人間、もしくはそれが正州・正県に昇格した場合の規定であり、③は、複数の対象が同一條項に盛り込まれていると見るべきで、銀錢規定はソグド系商人を、輸羊規定は北方遊牧民系内附者を対象とする、のことくに解釈できる。

唐は、内附してきた異民族といつても彼らを律令の枠外に置く訳にはいかないので、彼らの実情に則した独自の規定を用意したのである。そしてこれが、建国から突厥の滅亡を経て国際國家を形成した唐の、一つの到達点であつたと見てよいであろう。

第二部では、新出の墓誌史料中より、唐国内で死亡したデュルク人三人を取り上げ、誌文を解説することによつて、唐における彼ら北方民族出身者のあり方を探つた。扱う墓誌は、いずれも陝西省博物館所蔵のものであり、テキストは筆者が実見した墓誌拓本による。また、出土地等の情報は、陝西省博物館編『西安碑林書法藝術』（陝西人民美術出版社、一九八九年）附「西安碑林藏石細目（墓誌の部）」に従つた。

第一章「開元十一年『阿史那施墓誌』」で扱つた墓誌は、誌石は三一・五×三一・八cm、誌文は全二二行、一行二字、楷書、出土地は西安西郊土門である。誌文の内容は、① 墓主阿史那施の祖先に関する記述、② 墓主自身に関する記述、③ 夫人と嗣子のこと、④ 銘文、の四段落に分けられる。このうち、最も詳しいのは、①の祖先関連の記述である。墓主は、その姓からも分かるとおり、突厥の王族阿史那氏直系の子孫にあたり、つまり彼自身の事績よりも、まずその出自こそが特筆されるべき人物なのである。事実、本墓誌文に登場する彼の祖先たちを見ると、曾祖父は啓民可汗、祖父は処羅可汗、父は都射設と、まさにそうしたる顔ぶれである。これららの名は、すべて本稿第一部第三章に登場した。すなわち、啓民可汗は隋の義城公主を娶った可汗、処羅はレヴィレートによって彼女と再婚した可汗、都射設は可汗を継承できなかつたため、額利可汗と対立して唐に内附してきた設であり、墓主はその都射設の子なのである。ただし、この人物自身は既存史料には一切名が見えない。さて誌文によれば、墓主は、父親が唐に降附してから七年後に唐で生まれた。その後、唐から郎将を授けられ、漢人の夫人と結婚して、平穏無事な一生を送つたようである。五〇歳前後の頃にモンゴリアで突厥が復興した知らせを聞いたであろうが、彼は復興突厥には参加せず、六二歳で洛陽新安県の官舎（おそらくは賜宅）で死去している。その翌年、夫人も死去し、二人は開元十一年に長安郊外の龍首原に合葬されたのである。誌文には嗣子

の名は哲とあり、墓主の名の施（字、勿施）と比べると、すでに漢人風を名のつているのが知られよう。ここにわれわれは、唐代の中国人に融合してゆく異民族の具体的姿の一例を見て取ることができる。

また、本墓誌文は、墓主の祖先の事績を記すにあたつて、『大唐実録』が引用されている点も注目に値する。この『大唐実録』とは、太宗を「太上」と記しているので、『太宗実録』を指すと思われるが、それを『大唐実録』と称しているのは、おそらくは高祖・太宗・高宗三代の実録を合冊した『唐実録』九〇巻（『日本国見在書目録』に見える）を引用したためであろう。引用文の中には、第一部第三章で使用した史料と内容的に一致する文があり、また本墓誌によつて初めて知られる情報もあって、その意味でも本墓誌文は唐初の唐・突厥関係に貴重な史料を提供するのである。

第二章「天宝三載『九姓突厥契苾李中郎墓誌』」は、誌石五四・五×五四・〇cm、誌文は全一三行、一行一六字（誌文面左側二行分が余白）、書体は楷書、出土地は西安東郊韓森寨（一九五五年）。墓主は、突厥のさらに北方に分布する鉄勒の出身者であり、「契苾」は姓、「李」は唐王室からの賜姓、「中郎」は官号中郎将である。この人物も、既存史料には一切登場せず、その存在すら今まで知られていない。さて、誌文によれば、墓主は契苾部の人間で、「西北蕃突厥の渠帥の子」であり、天宝三載に唐の「薦街」で病死し、鴻臚寺が國葬を行い、秘書省著作局が本墓誌を作成したという。とすれば、この墓主は、契苾部とはいっても、唐代に甘州・涼州方面に部落が安置されていたことが知られている契苾部の出身ではなく、直接モンゴリア北部から内附したと思われる。なぜならば、甘州・涼州方面の部落出身であれば、通常は「武威・姑臧の人」のことに本貫を記し、

「西北蕃突厥の渠帥の子」という表現には似つかわしくないし、また墓主が死^亡した「葬街」とは唐代史料では迎賓館を表すからである。これらのことから、墓主は以前に唐から李姓と中郎将を授与され、天宝三載に唐を訪れたときに病死したか、あるいは、天宝三載に唐に内附し、李姓と中郎将を授与されたがその後に病死したか、どちらかであろうと思われる。天宝三載（七四四）とは復興した突厥がウイグルによつて滅^亡した年であり、墓主はその混乱を逃れて唐に来たとみてまず間違いない。

ところで、本墓誌の価値は、鐵勒契苾部の人間を「九姓突厥」と称している点にある。というのも、その裏にはオルホン碑文に見える Toquz Oruz の問題がひそんでいるからである。toquz oruz（九のオグズ）が漢文史料の「九姓鐵勒」に相当することは間違いないが、両表現の対応関係については、① toquz が「九姓」に対応し（つまり「姓」字は中国側の補い）、Oruz は固有名詞で「鐵勒」に対応する、② toquz が「九」、oruz が「姓」の意味であり、「鐵勒」は中國側が補った字、の二説が併存しているのである。さらには、漢文史料にまれに現れる「九姓突厥」の用例についても、③ 「九姓鐵勒」と記すべきところを誤記したものとする説、④ 「鐵勒」と「突厥」が混同されて両方が通用していた時代があったとする説、の両解釈が行われている。そしてこれまで、①説を探る人は③説を採用し、②説を探る人は④説を採用する傾向にあった。両説の是非に決着がつかなかつた一つの理由は、漢文史料に「九姓突厥」と表現されても、それが具体的に何部の人間を指しているのか、既存史料では不明だつたからである。ところが、本墓誌史料は、明らかに鐵勒契苾部に所属する人間を、秘書省著作局作成の墓誌が「九姓突厥」と呼称しているのである。とすれば、上記の諸説のうち、④説はまず動かせなくなり、とすれば Oruz を固有名詞と見るよりは、②説の方がより妥当性が高いとしてよいであろう。

第三章「開元十二年『阿史那毗伽特勤墓誌』」は、誌石七五・〇×七四・五、誌文は全三一行、一行三一字、書体は楷書、出土地は西安棗園村（一九五六年）。墓主は「阿史那施」と同様に突厥の王族の血統につらなる人物と思われる。この人物は、上記二名とは違つて、『冊府元龜』と『新唐書』に一ヵ所ずつ、開元六年二月の北伐遠征に際して唐側の武将として登場するが、詳細はやはり不明であつた。

墓誌文の内容は、① 墓主の死亡と祖先のこと、② 唐への内附、③ 唐土での武将としての活躍ぶり、④ 死亡と葬儀、⑤ 墓主の人となり、⑥ 銘文、の六段落に分けられる。このうち、特に重要な情報は②と③である。墓主阿史那毗伽特勤は、唐でいえば高宗朝末期から玄宗朝まで生を受けた人で、突厥でいえば復興期に生まれ、突厥第二帝国初代の骨咄祿、一代黙啜の時代に突厥で少年・青年期を送り、黙啜末期のモンゴリアの混乱をのがれて、開元三年（七一五）に唐に内附してきた。以後、没した開元十二年（七二四）までの九年間、唐の軍人として活躍したのである。

誌文から、内附後の彼の半生をたどつてみると、墓主は、開元三年に内附して三品官待遇の身分を与えられ、四年には鐵勒を帰順させて突厥黙啜可汗を倒し、その首級を長安に伝えた。この段階では、墓主は完全に唐側の立場に立つてゐるのである。黙啜打倒の功績により、墓主は右威衛將軍に格上げされ、翌五年には左賢王の称号を授与されて、唐内に居住する突厥人の降戸部落を統括する立場に立つた。六年には入朝して宿衛に任にあたり、七年には隴右・朔方両節度使下の軍属として遊奕（国境警備の見張り・斥候）の長官の任務についた。これは、もちろん突厥降戸を率いてその職務にあたつてゐるのであり、墓主の本拠地はオルドス方面だつたと見てよい。

たまたま開元九年にオルドスのソグド系六州胡の反乱が起きたが、この反乱の首領クラスを捕らえて亂を平定したのも、墓主率いる突厥遊突軍であった。その後、再度入朝して禁軍の任につき、開元十二年に再び遊突を命じられ、オルドスに帰る途上、病死したのである。

本墓誌に刻された情報が重要な意味をもつのは、それが唐の具体的な羈縻政策のあり方を伝えているからである。墓主の率いる突厥降戸とは、第一部第五章で取り上げた「輸羊規定」の対象者たちと見て、まず間違いない。そして、黙啜可汗討伐や六州胡平定にまでそうした人間たちが動いていたのだとすると、既存の史料には現れないが、唐の北方・西方への軍事活動には、多くの場合、漢兵のほかに、彼ら降戸が動員されたと思われる。そして、それこそが、唐側から見れば羈縻政策の最大のメリットだったのである。唐は墓主を一度にわたりて中央に呼びよせ、宿衛・禁軍の任につかせているが、降戸のリーダー格であった墓主が唐に背かないよう、くりかえし皇帝との君臣関係を確認させるためだったと見てよいであろう。墓主阿史那毗伽特勤が、唐に内附する前と後とで全く異なった人生を送ったのも、唐と突厥の中間地帯にこうした羈縻地帯が横たわっていたためなのであり、こうした国際政策を行っていた点に唐王朝の特徴が見て取れるといえる。

第三部では、唐代の外交儀礼とその国際秩序のあり方に迫るために、外国の朝貢使節が唐に至ると、彼らはどうに取り扱われるのか、入国から順を追って特に重要な場面を再現した。

第一章「辺境州県における朝貢使節の待遇」では、使節が唐の辺境州県に到着すると、そこで彼らを応対する州県官人にはいかなる規定がかかるのか、その史料を分析した。取り上げた規定は、① 使節の人数等を記す辺

牒、② 薬物類持ち込み、および取り扱い規定、③ 献上品の取り調べ、および京師進送規定、④ 入京者の選択規定、である。これらのうち、比較的に史料が集中しているのは、献上品関係規定である。献上品に関してはチェックが厳しかったと見え、駱駝・馬等の家畜類は、中央の進呈して朝堂に陳列すべきかどうか、州県の役人が判断する。この「朝堂に陳列する」というのは、後掲第四章で扱う「皇帝、蕃使の表および幣を受く」（皇帝謁見儀礼）の会場に持ち込むという意味である。つまり、皇帝にじきじきに献上する価値があるかどうか、州県の段階でまず決定するのである。また、中央に進送られてきた貢物のうち、価値不明の物は鴻臚寺が少府監・市署とともにその価値を決定する。これは、返答品の価値を定めねばならないからであり、後掲第二章・五章と関連する。

なお、本章で扱う分野は、史料的に極めて制約をうけるので、それを補うために、日本の遣唐使の帰朝報告を参考にし、それらに訳注を付した。主として取り上げた史料は、① 第十二次遣唐使の報告（『続日本紀』卷三五）、② 第十四次遣唐使の報告（『日本後紀』卷二二）、③ 空海「大使、福州の觀察使に与うるが為の書」（『性靈集』卷五）、④ 円仁『入唐求法巡礼行記』（第十五次遣唐使）、である。このうち、①、②はともに遣唐使の構成人数が不明であるが、①の入京者は八五人、②は二三人であり、④は遣唐使構成人数六百余人のうち入京者は三五人であったという。④によれば、揚州に上陸した遣唐使は、公式の使節として唐側に認めてもらうのに一週間を要し、入京使の長安への出発まで三ヶ月を要している。また、③は福州に漂着した第十四次遣唐使の上陸許可願いであるが、文中に「竹符・銅契は本は奸詐に備う……文契何を用いんや」「我が國……献する所の信物、印書を用いず」等とある表現に注目して、わが国では本居宣長以来、遣唐使の国書不持参説の根拠と

されてきた。一方、これらの表現は国書を指しているのではないとして、最近では国書持参説も主張されつつある。この問題について、私は、後掲第四章で扱うように、唐の皇帝謁見儀礼は本来、外国使節の国書と貢物を唐皇帝が受け取るという儀式であり、また日本の遣唐使は明らかに貢物は持参している関係から、国書持参説を探りたい。

第二章「鴻臚寺と迎賓館」では、唐の外務官厅である鴻臚寺と迎賓館の機構を明らかにした。朝貢使節が長安に到着すれば、その滞在施設が当然必要であり、唐はもちろん迎賓館を用意している。唐の迎賓館には、鴻臚客館と礼賓院の二つが存在したが、前者が國初以来の公式の迎賓館であり、館舎は鴻臚寺の横に建っていた。その場所は、長安皇城の南端、第六横街と第七横街によって南北を区切られ、承天門街と含光門街によって東西を区切られた一画である。同地は、現西安城内の市街地に重なっているため、発掘調査は行われていないが、皇城南部の朱雀門址と含光門址の確認から、東西の辺が五百数十メートルの長さをもつ長方形の区画であったことがわかる。

鴻臚客館の構造の一部は、「大唐開元礼」賓礼「皇帝、使いを遣わして蕃主に見日を戒せしむ」の儀式（皇帝が使節に謁見日を伝達する儀式）によって窺うことができる。それによれば、鴻臚客館の正門は北に向かって、第六横街に面して設けられ、館門を入ると東西二つの階段によって館舎に昇る構造であった。皇帝の使者は西階を、外国使は東階を昇り、階上で謁見日を伝達するのである。この東西の位置関係は、迎賓館の敷地内は、外国使が主人の立場に立つ礼空間であったことを示している。

鴻臚客館の構造の一端は、「大唐開元礼」賓礼「皇帝、使いを遣わして蕃主に見日を戒せしむ」の儀式（皇帝が使節に謁見日を伝達する儀式）によって窺うことができる。使節接待に関する規定としては、① 次章で扱う蕃望ランク規定、② 食料供給、③ その他の供給品、④ 家畜の交換、⑤ 貢物の価値決定、⑥ 使者疾病・死亡の場合、⑦ 過所（通関手形）給付、等が史料上確認できる。これらの規定の法的地位は「式」であり、多くは「主客式」に定められていたと思われる。

一方、礼賓院は皇城外の長興坊に存在した。（こちらは、玄宗の天宝一二載（七五四）に鴻臚寺の所轄に入り、大曆二年（七六七）にはそこで吐蕃からの使者に宴を賜っている。おそらくは、安史の乱によって皇城が荒廃し、鴻臚客館に代わって唐後半期に迎賓館として使用されたものと思われる。日本の第十五次遣唐使は礼賓院に入ったことが『入唐求法巡礼行記』によって知られ、また第十二次・十四次遣唐使が滞在したという「外宅」も、礼賓院の可能性が高い。

第三章「蕃望について」で取り上げた「蕃望」とは、唐側が諸外国に対して設けたランクの意味であり、唐はこのランクに基づいて朝貢使節に応対した。したがって「蕃望」の存在は、唐がもつていていた国際秩序理念の根幹にかかわる、極めて重要な問題となってくるのである。

史料の上では、①『大唐六典』鴻臚寺典客令の条、②『新唐書』百官志、鴻臚卿の条、③『新唐書』百官志、礼部主客郎中の条、の三種が伝えられている。このうち、①は、蕃望ランクと官品ランクの基本的な対応規定であり、それによれば、蕃望の第三等が官品の第一品から三品に、蕃望第四等が官品第四・五品に、蕃望第五等が

官品第六品から九品に、それぞれ相当することになり、官品を有していない外国人の場合、大酋渠首領は蕃望第四等扱い、小酋渠首領は蕃望第五等扱いされる。一方、史料②は、外国使が官僚の皇帝謁見に同席する際の席次規定であり、蕃望三等は武官三品の下座に、四等は武官五品の下座に、五等は武官六品の下座に、それぞれ席を占めるのである。史料①、②に共通するのは、どちらも蕃望一・二等は官品と対応しない官品以上のランクとされている点である。これに対して、史料③には、蕃望一等から三等がそれぞれ官品の一品から三品に対応し、「蕃望の高くない者は散官になぞらえて半を減ず」とされている。③の史料は、設食・設会に供給される食料ランク規定であり、唐の官人給食は実際に食す量よりもあらかじめ多めに見積もられており、そのため、短期滞在者の使節に対しては食料を減らし、したがって食料関係では蕃望ランクが低めに設定されていたと思われる。

蕃望は、国や民族を対象とするのではなく、あくまでも個人を対象とするもので、その個人が率いる部落の大小、その個人の国内での地位の高下、その個人の所属する国や民族と唐との関係の粗密等を参照して決定された。唐は、この蕃望ランクによって、外国人応対の秩序を形成していたのである。

ところで、洛陽市文物工作隊所蔵「安菩夫妻墓誌」（一九八一年、洛陽龍門出土）によれば、墓主安菩はバラ出身のソグド人であり、彼は突厥滅亡とともに唐に内附してきたが、その際に「首領は京官五品と同じ」なので「定遠將軍（正五品上）」を授与されたという。このことから、われわれは、唐の蕃望は実際に施行されており、そしてそれは、突厥が滅亡して唐が多数の異民族を国内に抱えるようになって機能し始めたと見て、よいのである。

第四章「外国使の皇帝謁見儀式復元」では、朝貢使節の最もメインな儀式である皇帝謁見儀礼の場を復元した。唐の皇帝謁見儀式は、『大唐開元禮』賓礼中に見える「蕃主の奉見」と「皇帝、蕃國使の表および幣を受く」の両儀礼がそれにほかならない。このうち、前者は外国の国家元首が唐皇帝に謁見する儀式であり、外国元首は南面する皇帝に対して西から東面する形で謁見する。ただし、外国元首自らの来朝は極めて希有なことといわざるを得ないので、通常の使節の謁見は後者の儀式によって復元すればよいはずである。しかしながら、『開元禮』の後者の儀式の書式は、前者を取り上げると前後関係がわからず、そのため本論では上記両儀式を復元した。

さて、通常の遣唐使の皇帝謁見の場、すなわち「皇帝、蕃國使の表および幣を受く」の儀式を見てみると、まず外国使は迎賓館を出て承天門まで進み、儀式会場の殿内で諸官の位置が定まると殿門に進む。ついで皇帝が太和の楽にのって登場し御座につくと、外国使は舒和の樂にのって殿庭の座につく。座は、宮懸（樂器・樂隊）の西南に設けられる。その座より国書を献上し、国書は殿上に運ばれ、その場で中書侍郎によって読み上げられる。その間に献上品が官吏によって受け取られ、以上が済むと皇帝から慰問の言葉がかけられる。この儀式では、使節は昇殿はせず、殿上の皇帝と殿庭の使節の間は中書省通事舍人がとりもつ。皇帝の慰問とそれに対する使節の応対のやりとりは、『日本書紀』掲載の第四次遣唐使の報告と完全に符号することが知られよう。すべて滞りなく終了すると、使節が退場し、ついで皇帝が退席して、儀式は閉会るのである。

以上が、遣唐使の皇帝謁見の儀礼であるが、これからわかるとおり、本儀式は国書と貢物の献上を一大眼目とする儀式である。唐への献上品には、「幣」と「庭実」の二種を用意しなければならなかつたが、これは当時の

東アジア外交の常識だったと見てよい。ところで、わが国の遣唐使が貢物を持参したことは間違いない。とすれば、ひとりわが国からの遣唐使のみが、貢物は献上しながらも国書は持参しないで、前後十数回にわたって本儀式に出席し続けたと解するのは、やはり無理があるのではないか。

第五章「外国使の宴会儀礼について」では、宴会儀礼の場を復元した。宴会は、唐皇帝側が外国使節に対して返礼品を賜う儀礼であり、同時に食事・酒・音楽が供給される。取り上げた史料は、『開元礼』賓礼の「皇帝、蕃國主を宴す」と「皇帝、蕃國使を宴す」の両儀礼である。この場合も、通常の使節の宴会は後者の儀式のみを見ればよいのであるが、前章と同様に『開元礼』の書き方は前者を踏まえた削約があるので、本章においても両儀式を復元した。

さて、使節に対する宴会の儀式は、皇帝と使節の入退場は謁見儀式と同様である。ただ、宴会儀式が違うのは、「」の儀式において、使節は初めて昇殿する点である。使節は、殿庭の座から殿に昇り、南面する皇帝に対して、西から東面して坐り、身分の高くない者は廊下に席が与えられる。殿上の使節は門下省典儀が、廊下の使節は門下省贊者が、それぞれ指揮をする。使者たちはその席で、食事・酒・音楽を賜るのである。飲食が済むと、使節は殿庭の座に戻り、そこで唐からの返礼品を受け取る。返礼品は箱に入れられ、外国使の献上品よりも一等価値の高い物を用いる決まりであった。

以上からわかるように、本宴会儀礼は前章の謁見儀礼とちょうどセットになる儀礼である。つまり、謁見儀礼は国書・貢物献上という外国使側からの方通行であり、宴会儀礼はそれに対する返礼という唐側からの方通行ともかかわらず、唐は、外國への威厳を保つため、宴会費用だけは決して削減しようとはしなかった。こうした点に、唐が國際帝国として諸外国に臨む姿勢が現れているといえる。

さて、こうした検討の結果をふまえ、唐時代を中心とした東アジアの見方について若干の見通しを述べ、結語にかえたい。

まず、先述の突厥は、ローマ、ペルシア、イスラムと中国との東西両極の間にあって中継貿易で栄えた、巨大な交易国家であった。すると、その突厥を解体した唐は、同時にそれまで遊牧民が持っていた中継貿易の通商権をも自己に組み込むことになり、その結果、唐が中央アジアまで直轄支配をするようになったのは当然であろう。こうして「大唐世界帝国」はでき上がった。したがってその唐が、秦漢のような重農抑商的な国家とは全く性格を異にする国になるのも、また当然なのである。唐代には、東西交易は国家の政策として行っているのであり、そなへばかりか、その目は南海貿易の利にさえ向けられたのである。ところで、かつて松田壽男氏は、遊牧民族の繁栄を「遊牧經濟+△=發展」という図式で表され、"△"としては特に中継貿易を重視された。遊牧民と海洋民が交易で発展することを考えれば、松田氏の図式は説得的であろう。ただし、この図式で遊牧国家の発展を表し得るのは、突厥をもって最後とすべきはあるまい。というのも、それ以後の北アジアに台頭してきた遊牧民

の国、たとえば遼、金、元、清は、突厥以前とは全く別の発展のし方を見せたからである。彼らは、中継貿易の利によってではなく、領土国家として通商権を握る形で発展した。そして、そのような発展のし方を最初に示したのが、ほかならぬ唐だったのである。すると、唐以後に現れる北方民族は、突厥以前のあり方ではなく、唐の跡を追って、唐に代わって世界帝国たらんとしたと見ることができるであろう。そして、彼らのそのようなあり方こそが、「征服王朝」だったのではあるまいか。

また、墓誌史料や内附異民族対象規定を使って検討したように、唐は中国の辺境にベルト状に羈縻支配地帯を形成した。こうしたやり方は、主として冊封によって異民族との関係を形成、維持していた漢代には、見られないものである。唐の羈縻地帯では、内附民族は部落を形成して生活し、その君長はしばしば唐から身分が保證され、武将として唐の軍事の重要な一翼を担っていた。この羈縻地帯は、その經營が功を奏すれば唐に多大のメリットをもたらすが、いったん羈縻經營が破綻してバランスが崩れると、そこにたまたまエネルギーが噴出して、甚大なる被害をもたらしかねないものであった。ただし、そうはいっても、唐の防衛という側面から見れば、羈縻地帯の經營は、国境で一線を画するよりははるかに有効なやり方であったに違いない。そうであるからこそ、唐では、内附してきた異民族の扱い方が法令で定められていたのである。羈縻支配下に入った異民族は、単に唐につなぎとめられているのではない。唐の羈縻地帯が中国の北辺・西辺にベルト状に広がっているからこそ、本国に混乱が生じると、彼らはそれに乘じて入って来るのである。唐代では、「中國の礼に従うか、そうでないか」は主たる問題ではなく、唐の皇帝自身が「天可汗」なのである。内附した民族は、唐人であるとともに、本国人でもあったのである。このような、唐辺境に生活する内附民族のあり方を、日野開三郎氏は、敦煌差科簿

の研究を通じて「大家子弟」としてとらえられた。とすると、この「大家子弟」的なあり方こそは、すなわち、それまでにはなかつた多民族統一国家の下での諸民族のあり方の萌芽的形態と見ることができるのでなかろうか。

また、唐代では、漢代のように、中国を中心として周辺諸国すべてを臣下に置くというのではなく、周辺国家はむしろ主体性をもつた上で、唐に使節を派遣している。それは、唐代には律令制が完備したので、周辺諸国はそれをもつて自国の国家体制をより機能的なものにしようとしたからである。と同時に、この時代は、インドから受け入れた仏典の漢訳が進み、それを研究することによって中国仏教が花開かんとしていた。周辺諸国はその中国仏教文化も学び、それを摂取することによって、自分たちの国を再編成しようとしたのである。そこで、唐側では、そのような目的で外国が派遣してきた使節に対する取り扱いが、すべて礼規定によって用意されていたのである。ところが、唐は国際国家でもあった。その国際的文化は、外国人にとつても抵抗なく受け入れ易かった。その結果、周辺諸国は、唐の律令制や仏教文化を受け入れたと同時に、実はその背後にあるイラン・インド文化を取り入れた国際文化、「極東文明」を受け入れたのである。とすれば、この時代に東アジア文化圏が形成されるのは、むしろ当然だったといわねばならないであろう。唐王朝の外交儀礼は、このようにして東アジア文化圏が組み立てられる、その指針としての役割を果たしていたのである。